「佐賀県原子力防災訓練についての要望、質問書」への回答

原子力防災訓練は、関係機関や地域住民との協議を経て、ご了解を得た内容を 実施しています。特に、多くの住民や関係機関にご参加いただく実動の訓練は、 各参加者や機関の平素の活動もある中でご理解・ご協力をいただき、実施してい るものです。

避難計画や訓練についてはこれで終わりというものはなく、不断に見直しをしていくことが重要です。

県としては、訓練をより実践的なものとしていくために、訓練内容を工夫、見直し、毎年、しっかりと改善をしていきたいと考えています。

今回の訓練においては、いただいたご意見も踏まえながら実施したところです。 また、ご意見を今後の参考とさせていただきます。

以下、個別の項目について回答します。

[要望内容:以下のIに列挙した項目を避難訓練に加えてほしい]

- I 訓練について
- 1、PAZ(予防的防護措置準備区域)内
 - ①在宅の要援護者(要担送)の場合、車両手配から福祉避難所、入院施設を決 定して入院まで

(答)

- 在宅の避難行動要支援者の避難訓練として、今年度は、玄海町仮立地区の在宅の要援護者について、その方のために作成されている個人避難支援プランの内容に従って、関係職員を本人の代わりとして避難訓練を行いました。
- 訓練では、民生委員の支援のもと、玄海町社会福祉協議会の福祉車両により、 町が在宅要援護者の避難先として協定を締結している多久市の特別養護老人ホ ーム天寿荘への避難を実施しました。
- また、今年度の訓練では、一般の避難所で過ごすことが困難な方を想定し、 要配慮者への対応を充実した避難所への受入訓練も行いました。

②保育所、小中学校へのバスの手配

(答)

○ 保育所、小学校、中学校の児童、生徒が、県が手配したバスにより30km 圏外へ避難する訓練を実施しました。

③集合場所への全員(要援護者を含む)が集まる訓練(時間を見る)

(答)

○ 地区の対象者全員にご参加いただく訓練は現実的に実施が難しいため、毎年 異なる地区で訓練を実施し、できるだけ多くの住民に参加いただけるようにし ています。

○ 今年度の訓練では、玄海町仮立地区、唐津市鎮西町畑ヶ中地区などから 計208名の住民の皆さんに集合場所までの避難訓練を実施していただきました。

④深夜に停電した場合の住民への避難指示

(答)

- 時間帯に関わらず、また特定の手段が使用できない場合でも情報が伝わるよう、緊急速報メールや、防災行政無線、広報車、消防団員など、あらゆる手段を通じた情報伝達を行うこととしており、この考え方に基づく情報伝達訓練を実施しました。
- なお、深夜に訓練を実施した場合、参加住民への負担が大きいため、こうし た訓練は実施していません。

⑤土砂災害等で孤立した地区の避難

(答)

○ 土砂災害等で孤立した地区の救助については、原子力災害対策に限らず、自 然災害への備えとして取り組んでおり、毎年実施している県の総合防災訓練に おいて訓練を実施しています。

2、UPZ(緊急時防護措置準備区域)内

①屋内退避中の安定ヨウ素剤の配布と模擬服用(3歳未満の乳幼児を含む) (答)

- 安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づき国が指示することとなりますが、今回の訓練では、UPZ内での安定ヨウ素剤の服用が必要ないという想定でUPZ内の屋内退避中の安定ヨウ素剤の配布と模擬服用は実施していません。
- UPZ内での安定ヨウ素剤の配布等については、今後、どのような訓練を実施するのか、関係市町とも相談しながら、検討していきます。

②モニタリングを開始して避難地域を特定、住民に周知して避難開始、全員避 難の確認

(答)

- 緊急時モニタリングを実施する訓練を実施しました。
- また、測定の結果を基に、避難が必要な地域を特定したとの想定で、防災行 政無線や、防災車、緊急速報メールなどによる広報訓練や、住民の避難訓練を 実施しました。
- なお、対象者全員にご参加いただく訓練は現実的に実施が難しいため、避難 訓練には各地区の一部の方にご参加いただいています。

③避難先が明らかに放射線量の高い状況を踏まえてルート変更を指示し、全員 に周知する

(答)

- 避難先の空間放射線量が、避難が必要となる基準値以上になる場合には、避難先を変更することになりますが、訓練では、参加者に避難先を覚えていただくため、基本となる避難先への避難訓練を実施しました。
 - ④「放射能が測定される段階で避難では遅い」と考えられているので、SPE EDI (緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム) を利用した避難 訓練を行う

(答)

○ 原子力災害対策指針や県地域防災計画では、福島第一原子力発電所における原子力災害の教訓や国際基準を踏まえ、原子力災害時の避難などの防護措置の判断は、SPEEDIなどの拡散予測計算の結果に基づいて行うのではなく、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの実測値に基づいて判断することとされているため、これに基づく訓練を実施しました。

⑤医療機関(重篤患者を含む)の1日以内の避難

(答)

- 万一の場合、PAZ内の医療機関は急いで避難しなければならなくなるため、 今回の訓練では、同区域内の医療機関(入院患者)の避難訓練を実施しました。
- UPZ内の医療機関の避難訓練の実施については、関係者や関係機関と相談 しながら、検討してまいります。

3、30キロ圏外

- ①プルーム(放射能の雲の塊)飛来時、モニタリングから地域を特定した屋内 退避の周知
- ②安定ヨウ素剤の配布と模擬服用(3歳未満の乳幼児を含む)
- ③福島県飯館村の面積を想定した(要援護者を含む)1週間以内の避難先の指示、周知の徹底

(答)

- 訓練については、原子力災害対策重点区域である30キロ圏内の住民を対象 とした訓練を優先して実施しており、30キロ圏外の住民等を対象とした訓練 は現時点では実施していません。
- 30キロ圏外でのプルーム通過時の防護措置については、原子力規制委員会から原子力災害対策指針の改定案が示され、現在、パブリックコメントを実施中であり、今後、この指針の改定内容を踏まえて、県としても適切に対応していきます。

4、最悪(不測事態)シナリオを想定した全県民の170キロ圏外への避難のシミュレーション

(答)

- 御指摘の「最悪シナリオ」は、福島第一原発における事故の際(平成23年3月25日)、当時の原子力委員会の近藤駿介委員長が作成した「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」のことを指すものと思われます。
- このシナリオでは、線量上昇により全ての作業ができなくなった場合の予測として、複数の号機の使用済燃料プールで燃料破損による大量の放射性物質の放出が起き、強制移転を求めるべき地域が半径170km以遠にも生じる可能性があるとの予測が示されています。
- ここで示されている予測では、放射性物質の放出が始まるまでには、4号機のプールで放出が本格化するまで14日間、次に2号機のプールで放出が本格化するまでに58日間など、相当の期間を経て状況が悪化する予測となっており、万が一こうした事態が起こった場合でも、現在の県地域防災計画や国の指針の考え方に沿って、避難等が必要な地域を特定し、一定期間の間に避難先を確保して、避難していただくことになります。
- 国の原子力災害対策指針では、原子力発電所から概ね30キロの範囲を「原子力災害対策重点区域」とし、原子力災害に特有な対策を講じておくこととされており、県としても、この区域について、避難計画の策定や資機材の整備などを進めているほか、避難時間推計シミュレーションを実施しています。
- 御質問の「避難のシミュレーション」とされている内容がどういったものかは明確ではありませんが、こうしたことから、県では、全県民を170km圏外へ避難させる避難シミュレーションを実施する考えはありません。

5、複合災害を想定した、また、抜き打ちの避難訓練

(答)

○ 参加者の日常生活への影響が大きいことから、抜き打ちの訓練は実施していません。

[要望事項:以下のⅡの項目もぜひとも実施してください。]

Ⅱ 避難計画について

1、緊急時のモニタリングデータおよびその評価結果を即時県民に公表するシステムを構築してください。

(答)

- 放射線モニタリングの結果については、平常時から県ホームページにリアルタイムの情報を公表しています。
 - < 佐賀県環境放射線モニタリングシステム>

http://www.saga-atom.jp/

- また、緊急時に追加的に測定されるモニタリングの結果については、原子力 規制庁が実施する緊急時モニタリングの結果とあわせて、原子力規制委員会の ホームページにおいて速やかに公表されることになっており、現在、そのため のシステム構築が進められています。
 - 2、事故が起こった場合に県民が無事に避難できるのか、実効性を検証、確認 してください。さらに、避難計画の実効性について公開討論会を開いて県民 の理解を深めてください。

(答)

- 避難計画等の原子力災害対策については、原子力防災訓練を通じて今後も検 証を行います。
- 原子力災害対策には、これで終わりということはないと考えており、今後も、 不断に見直しを行い、しっかりと改善に取り組んでいきます。
- 県民の理解促進については、県では、これまで、新聞紙上での広報や、「原子力防災のてびき」の県内全市町での各戸配布およびホームページへの掲載、原子力防災訓練への住民の避難訓練参加と基礎知識に関する講演の開催などを行ってきました。
- 今後も、こうした様々なツールを活用し、市町とも連携を図りながら、継続的に、繰り返し県民の理解促進に努めていきます。